

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)	Smart Data Platformサービス利用規約 別冊(ネットワーク)																																				
別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等 1 メニュー一覧 <table> <tr> <th>メニュー</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1) docomo business RINK</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2 各メニュー等の提供条件等 (1) docomo business RINK A 提供条件等 (A) 用語の定義 <table> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> <tr> <td>1 サービス取扱所</td><td>docomo business RINKに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所</td></tr> <tr> <td>2 docomo business RINKに係る契約</td><td>SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社からdocomo business RINKの提供を受けるためのもの</td></tr> <tr> <td>3 docomo business RINK利用権</td><td>契約者がdocomo business RINKに係る契約に基づいてdocomo business RINKの提供を受ける権利</td></tr> <tr> <td>4 アクセス回線</td><td>当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、docomo business RINKに係るネットワークに接続するために利用されるもの</td></tr> <tr> <td>5 (略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	メニュー	内 容	(1) docomo business RINK	(略)	(2) (略)	(略)	用語	用語の意味	1 サービス取扱所	docomo business RINK に関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所	2 docomo business RINK に係る契約	SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社から docomo business RINK の提供を受けるためのもの	3 docomo business RINK 利用権	契約者が docomo business RINK に係る契約に基づいて docomo business RINK の提供を受ける権利	4 アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、 docomo business RINK に係るネットワークに接続するために利用されるもの	5 (略)	(略)	別紙6 統合ネットワーク/関連サービス提供条件等 1 メニュー一覧 <table> <tr> <th>メニュー</th><th>内 容</th></tr> <tr> <td>(1) docomo business RINK セキュアドWAN</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td><td>(略)</td></tr> </table> 2 各メニュー等の提供条件等 (1) docomo business RINK セキュアドWAN A 提供条件等 (A) 用語の定義 <table> <tr> <th>用語</th><th>用語の意味</th></tr> <tr> <td>1 サービス取扱所</td><td>docomo business RINK セキュアドWANに関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所</td></tr> <tr> <td>2 docomo business RINK セキュアドWANに係る契約</td><td>SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社からdocomo business RINK セキュアドWANの提供を受けるためのもの</td></tr> <tr> <td>3 docomo business RINK セキュアドWAN利用権</td><td>契約者がdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約に基づいてdocomo business RINK セキュアドWANの提供を受ける権利</td></tr> <tr> <td>4 アクセス回線</td><td>当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、docomo business RINK セキュアドWANに係るネットワークに接続するために利用されるもの</td></tr> <tr> <td>5 (略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	メニュー	内 容	(1) docomo business RINK セキュアドWAN	(略)	(2) (略)	(略)	用語	用語の意味	1 サービス取扱所	docomo business RINK セキュアドWAN に関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所	2 docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約	SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社から docomo business RINK セキュアドWAN の提供を受けるためのもの	3 docomo business RINK セキュアドWAN 利用権	契約者が docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約に基づいて docomo business RINK セキュアドWAN の提供を受ける権利	4 アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、 docomo business RINK セキュアドWAN に係るネットワークに接続するために利用されるもの	5 (略)	(略)
メニュー	内 容																																				
(1) docomo business RINK	(略)																																				
(2) (略)	(略)																																				
用語	用語の意味																																				
1 サービス取扱所	docomo business RINK に関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所																																				
2 docomo business RINK に係る契約	SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社から docomo business RINK の提供を受けるためのもの																																				
3 docomo business RINK 利用権	契約者が docomo business RINK に係る契約に基づいて docomo business RINK の提供を受ける権利																																				
4 アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、 docomo business RINK に係るネットワークに接続するために利用されるもの																																				
5 (略)	(略)																																				
メニュー	内 容																																				
(1) docomo business RINK セキュアドWAN	(略)																																				
(2) (略)	(略)																																				
用語	用語の意味																																				
1 サービス取扱所	docomo business RINK セキュアドWAN に関する業務を行う当社又は当社業務受託者の事業所																																				
2 docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約	SDPFサービスに係る契約の全部又は一部であって、当社から docomo business RINK セキュアドWAN の提供を受けるためのもの																																				
3 docomo business RINK セキュアドWAN 利用権	契約者が docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約に基づいて docomo business RINK セキュアドWAN の提供を受ける権利																																				
4 アクセス回線	当社又は当社以外の事業者が設置又は設定する物理的又は論理的な電気通信回線であって、 docomo business RINK セキュアドWAN に係るネットワークに接続するために利用されるもの																																				
5 (略)	(略)																																				

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

6 サービス分界点	(1) docomo business RINK と、当社又は当社以外の事業者が提供するサービス（ docomo business RINK 以外のものとする。）との接続点 (2) インターネット接続点（ docomo business RINK とインターネットとの接続点をいいます。以下、同じとします。）	6 サービス分界点	(1) docomo business RINK セキュアドWAN と、当社又は当社以外の事業者が提供するサービス（ docomo business RINK セキュアドWAN 以外のものとする。）との接続点 (2) インターネット接続点（ docomo business RINK セキュアドWAN とインターネットとの接続点をいいます。以下、同じとします。）
7 （略）	（略）	7 （略）	（略）
8 アクセス一括提供型	当社が docomo business RINK に係る契約に基づいて提供するアクセス回線から docomo business RINK を利用する利用形態	8 アクセス一括提供型	当社が docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約に基づいて提供するアクセス回線から docomo business RINK セキュアドWAN を利用する利用形態
9 アクセス別契約型	当社又は提携事業者が契約（ docomo business RINK に係る契約以外のものとする。）に基づいて提供するアクセス回線からサービス分界点を介して docomo business RINK を利用する利用形態	9 アクセス別契約型	当社又は提携事業者が契約（ docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約以外のものとする。）に基づいて提供するアクセス回線からサービス分界点を介して docomo business RINK セキュアドWAN を利用する利用形態
10 （略）	（略）	10 （略）	（略）
11 当社ルーター等	docomo business RINK の提供に必要なものとして当社が提供する端末設備（回線終端装置が設置される場合は回線終端装置の利用者側ポートに接続されるものとする。）	11 当社ルーター等	docomo business RINK セキュアドWAN の提供に必要なものとして当社が提供する端末設備（回線終端装置が設置される場合は回線終端装置の利用者側ポートに接続されるものとする。）
12～22 （略）	（略）	12～22 （略）	（略）
23 アクセス回線の事業者変更	docomo business RINK に係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、その契約者が現に利用している docomo business RINK （当社が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するアクセス回線の部分に限ります。）を次に掲げるサービスに移行すること（以下この場合を「アクセス回線の事業者変更（出）」といいます。） (1)～(2) （略）	23 アクセス回線の事業者変更	docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、その契約者が現に利用している docomo business RINK セキュアドWAN （当社が光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するアクセス回線の部分に限ります。）を次に掲げるサービスに移行すること（以下この場合を「アクセス回線の事業者変更（出）」といいます。） (1)～(2) （略）
24 （略）	（略）	24 （略）	（略）
25 光回線再利用	docomo business RINK に係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、光信号分岐端末回線を変更することなく、	25 光回線再利用	docomo business RINK セキュアドWAN に係る契約の全部又は一部の解除を行うにあたり、光信号分岐端末回線を変

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

	その契約者が現に利用しているdocomo business RINK（光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この場合を「光回線再利用（出）」といいます。） （注） （略）		更することなく、その契約者が現に利用しているdocomo business RINK セキュアドWAN（光コラボレーションモデルサービスを用いて提供するものに限ります。）から当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービス（光信号分岐端末回線と相互接続して提供するものに限ります。）へ移行するため、引込線を再利用すること（ただし、アクセス回線の事業者変更に該当する場合を除くものとし、以下この場合を「光回線再利用（出）」といいます。） （注） （略）
26 （略）	（略）	26 （略）	（略）
(B) 共通的な提供条件 a メニュー等の責任範囲等 (a) 当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business RINKを提供します。 ただし、いずれの利用形態においても、当社ルーター等は当社の責任範囲とし、お客さま自営ルーター等は当社の責任範囲外とします。 (b) 当社は、次に掲げる区間において、docomo business RINKを提供します。 (i)～(iii) （略） b docomo business RINK提供区域 (a) 当社は、docomo business RINKの需要と供給の見込み又は提携事業者のアクセス回線に係る提供区域等を考慮して、docomo business RINK提供区域を設定します。 (b) 当社は、アクセス回線の終端の場所がdocomo business RINK提供区域外となる場合は、docomo business RINKを提供しません。 c （略）		(B) 共通的な提供条件 a メニュー等の責任範囲等 (a) 当社は、アクセス一括提供型においてはアクセス回線の終端までを、アクセス別契約型においてはサービス分界点までを責任範囲として、docomo business RINK セキュアドWANを提供します。 ただし、いずれの利用形態においても、当社ルーター等は当社の責任範囲とし、お客さま自営ルーター等は当社の責任範囲外とします。 (b) 当社は、次に掲げる区間において、docomo business RINK セキュアドWANを提供します。 (i)～(iii) （略） b docomo business RINK セキュアドWAN提供区域 (a) 当社は、docomo business RINK セキュアドWANの需要と供給の見込み又は提携事業者のアクセス回線に係る提供区域等を考慮して、docomo business RINK セキュアドWAN提供区域を設定します。 (b) 当社は、アクセス回線の終端の場所がdocomo business RINK セキュアドWAN提供区域外となる場合は、docomo business RINK セキュアドWANを提供しません。 c （略）	

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～
d アクセス回線の設置場所の提供等 契約者は、アクセス回線等に関する次に掲げる事項については、契約者の責任と費用負担において用意するものとします。 (a) (略) (b) docomo business RINKに係る契約に基づき設置する端末設備その他の設備に必要な電気。 (c)～(d) (略) e～f (略) g アクセス別契約型におけるアクセス回線契約名義の扱い (a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINKに係る契約の申込み又は共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）に定めるSDPFサービスに係る利用権の譲渡（その譲渡にdocomo business RINK利用権の譲渡を含む場合とします。）の承認請求があった場合であって、次の事項に該当するときは、その申込承諾又は譲渡承認を行いません。 (i) 株式会社NTTドコモが同社の5Gサービス契約約款に定める5Gサービスとして提供するアクセス回線の契約名義人と、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINKに係る契約名義人とが、同一の者でないとき。 (b) (a)に定めるほか、当社は、(a)の(i)の状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business RINKに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。 h 利用停止 当社は、共通編第17条（利用停止）のほか、契約者が次のいずれかに該当する場合には、docomo business RINKの全部又は一部の利用を停止することがあります。 (a)～(b) (略) i 利用の制限 (a) (略)	d アクセス回線の設置場所の提供等 契約者は、アクセス回線等に関する次に掲げる事項については、契約者の責任と費用負担において用意するものとします。 (a) (略) (b) docomo business RINK セキュアドWANに係る契約に基づき設置する端末設備その他の設備に必要な電気。 (c)～(d) (略) e～f (略) g アクセス別契約型におけるアクセス回線契約名義の扱い (a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINK セキュアドWANに係る契約の申込み又は共通編第13条（契約に基づく権利の譲渡）に定めるSDPFサービスに係る利用権の譲渡（その譲渡にdocomo business RINK セキュアドWAN利用権の譲渡を含む場合とします。）の承認請求があった場合であって、次の事項に該当するときは、その申込承諾又は譲渡承認を行いません。 (i) 株式会社NTTドコモが同社の5Gサービス契約約款に定める5Gサービスとして提供するアクセス回線の契約名義人と、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約名義人とが、同一の者でないとき。 (b) (a)に定めるほか、当社は、(a)の(i)の状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約の全部又は一部を解除することがあります。 h 利用停止 当社は、共通編第17条（利用停止）のほか、契約者が次のいずれかに該当する場合には、docomo business RINK セキュアドWANの全部又は一部の利用を停止することがあります。 (a)～(b) (略) i 利用の制限 (a) (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～
(b) 契約者は、docomo business RINKと接続する当社又は当社以外のサービスの全部又は一部を利用することができない場合は、docomo business RINKの全部又は一部を利用することができないことがあります。通信速度が低下する場合についても、同様とします。 (c) (略) (d) 当社は、docomo business RINKのインターネット接続通信について、共通編第32条（契約者の義務）第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。 ただし、次に掲げるアクセス回線から行う通信については、この限りではありません。 (i)～(ii) (略) (e) C&Cサーバー等との通信の遮断等については、次のとおり取り扱います。 (i)～(iv) (略) (v) docomo business RINKに係る申込みを行う者及び契約者は、(i)から(iv)までに定める当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等について、あらかじめ同意（法令上の定めがあるときはその定めにより）するものとします。 (vi) (略) (f) (略) j 免責 (a) 当社は、共通編第29条（免責）のほか、docomo business RINKに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に必要な範囲において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しません。 (b)～(c) (略) k 契約者の義務 (a)～(b) (略) (c) 契約者は、当社が設置した設備について、当社ルーター等の貸与の終了、docomo business RINKに係る契約の全部若しくは一部の解除、docomo b	(b) 契約者は、docomo business RINK セキュアドWANと接続する当社又は当社以外のサービスの全部又は一部を利用することができない場合は、docomo business RINK セキュアドWANの全部又は一部を利用することができないことがあります。通信速度が低下する場合についても、同様とします。 (c) (略) (d) 当社は、docomo business RINK セキュアドWANのインターネット接続通信について、共通編第32条（契約者の義務）第1項第16号に定める行為を認知したときは、利用の公平性を確保するため、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところにより、その通信を行うアクセス回線を検知し、そのアクセス回線の通信速度を制限します。 ただし、次に掲げるアクセス回線から行う通信については、この限りではありません。 (i)～(ii) (略) (e) C&Cサーバー等との通信の遮断等については、次のとおり取り扱います。 (i)～(iv) (略) (v) docomo business RINK セキュアドWANに係る申込みを行う者及び契約者は、(i)から(iv)までに定める当社が行う検知及び通信の遮断に係る内容及び目的等について、あらかじめ同意（法令上の定めがあるときはその定めにより）するものとします。 (vi) (略) (f) (略) j 免責 (a) 当社は、共通編第29条（免責）のほか、docomo business RINK セキュアドWANに係る設備その他の設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に必要な範囲において、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合には、その損害を賠償しません。 (b)～(c) (略) k 契約者の義務 (a)～(b) (略) (c) 契約者は、当社が設置した設備について、当社ルーター等の貸与の終了、docomo business RINK セキュアドWANに係る契約の全部若しくは一部

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～
usiness RINKの全部若しくは一部の廃止又はその他の事由により、当該設備を使用する権利を失ったときは、当該設備を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により当社へ返還していただきます。 (d)～(g) （略） l 提携事業者のサービスに関する手続きの代行 (a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者が提携事業者に対して行うべきアクセス回線に関する手続き（提携事業者のサービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他サービスの利用に係る事項の手続きとします。）について、手続きの代行を行います。 (b)～(c) （略） m～n （略） o IPv6（IPoE）方式に係る契約者氏名等の通知等 (a) 当社は、アクセス一括提供型又はアクセス別契約型のいずれの場合においても、提携事業者（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に限ります。以下、(a)において同じとします。）のIP通信網サービスに係るアクセス回線からdocomo business RINKに接続して行う通信については、IPv6（IPoE）方式によるものに限り対応します。この場合、契約者は、当該アクセス回線に関し、当社が次の行為を行う場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。 (i) 当該アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号その他当社がdocomo business RINKを提供するために必要な事項を提携事業者へ通知すること。 (ii) （略） (b) （略） p （略） q 自営端末設備等の維持・切分	の解除、docomo business RINK セキュアドWANの全部若しくは一部の廃止又はその他の事由により、当該設備を使用する権利を失ったときは、当該設備を契約者の費用負担により原状に復したうえで、当社が指定する期日までに当社が指定する方法により当社へ返還していただきます。 (d)～(g) （略） l 提携事業者のサービスに関する手続きの代行 (a) 当社は、アクセス別契約型において、docomo business RINK セキュアドWANに係る契約の申込者又は契約者が提携事業者に対して行うべきアクセス回線に関する手続き（提携事業者のサービスの利用に係る申込み、請求、届出、その他サービスの利用に係る事項の手続きとします。）について、手続きの代行を行います。 (b)～(c) （略） m～n （略） o IPv6（IPoE）方式に係る契約者氏名等の通知等 (a) 当社は、アクセス一括提供型又はアクセス別契約型のいずれの場合においても、提携事業者（NTT東日本株式会社又はNTT西日本株式会社に限ります。以下、(a)において同じとします。）のIP通信網サービスに係るアクセス回線からdocomo business RINK セキュアドWANに接続して行う通信については、IPv6（IPoE）方式によるものに限り対応します。この場合、契約者は、当該アクセス回線に関し、当社が次の行為を行う場合があることについて、あらかじめ同意するものとします。 (i) 当該アクセス回線に係る契約者の氏名又は名称、連絡先となる電話番号その他当社がdocomo business RINK セキュアドWANを提供するために必要な事項を提携事業者へ通知すること。 (ii) （略） (b) （略） p （略） q 自営端末設備等の維持・切分

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～
契約者は、アクセス一括提供型において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。 (a) (略) (b) 契約者は、docomo business RINKを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。 (c)～(d) (略) r～u (略) v トラフィックデータ 当社は、契約者のdocomo business RINKの利用におけるトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等）の把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案等をする場合があります。 (a) 契約者のdocomo business RINKの利用状況から推察される通信品質情報の通知、最適な回線速度、ネットワーク構成、サービスプラン等の提案 (b) 契約者のネットワークの課題箇所の特定・改善、より快適なdocomo business RINKの利用の実現を目的とした関連ソリューションの提案等及び当該ソリューションの改善検討 (C) docomo business RINKのメニュー等 a この別紙により提供するdocomo business RINKのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。 なお、オプションとは、docomo business RINKの付加機能又はdocomo business RINKに付帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。 (略) b (略)	契約者は、アクセス一括提供型において、自営端末設備又は自営電気通信設備について、次のとおり取り扱うものとします。 (a) (略) (b) 契約者は、docomo business RINK セキュアドWANを利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。 (c)～(d) (略) r～u (略) v トラフィックデータ 当社は、契約者のdocomo business RINK セキュアドWANの利用におけるトラフィックデータ（IPアドレス、ポート番号等及びアプリケーション層のデータ等）の把握・分析を行い、契約者のご利用状況における課題解決に向けて、以下の提案等をする場合があります。 (a) 契約者のdocomo business RINK セキュアドWANの利用状況から推察される通信品質情報の通知、最適な回線速度、ネットワーク構成、サービスプラン等の提案 (b) 契約者のネットワークの課題箇所の特定・改善、より快適なdocomo business RINK セキュアドWANの利用の実現を目的とした関連ソリューションの提案等及び当該ソリューションの改善検討 (C) docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等 a この別紙により提供するdocomo business RINK セキュアドWANのメニュー及びオプションは、次表のとおりとします。 なお、オプションとは、docomo business RINK セキュアドWANの付加機能又はdocomo business RINK セキュアドWANに付帯するサービスをいいます。以下、この別紙6において同じとします。 (略) b (略)

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～
c ネットワークとは、次に掲げるリソースを包含するリソースをいいます。 (a) アクセス回線の終端又はサービス分界点からdocomo business RINKに係るネットワークに接続するためのリソース (b)～(c) (略) d ギャランティアアクセス、ベストエフォートIPoEアクセス及びワイヤレスアクセスとは、それぞれ次の内容のメニューをいいます。 (略) ※1 (略) ※2 (略) ※3 (B)（共通的な提供条件）のa（メニュー等の責任範囲等）に定める当社のdocomo business RINKの提供区間内における通信速度品質を示します。 当該提供区間を超えて行われる通信（インターネット接続通信等）に関し、当該提供区間外については、当社は通信の品質に関する一切の保証をしません。 e (略) f ベストエフォートIPoEアクセスには、次の提供条件があります。 (a)～(b) (略) (c) ワイドには、次の提供条件があります。 (i) 企画型ふくそう抑制機能とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある特定の通信について、当社が当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、docomo business RINKのインターネット接続通信を円滑に利用することができる機能をいいます。 ただし、ふくそうが起らないことを保証するものではありません。 (ii)～(iv) (略) g ワイヤレスアクセスには、次の提供条件があります。 (a) ワイヤレスアクセスのアクセス回線に係る契約名義人は、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINKに係る契約名義人と同一としていた	c ネットワークとは、次に掲げるリソースを包含するリソースをいいます。 (a) アクセス回線の終端又はサービス分界点からdocomo business RINK セキュアドWANに係るネットワークに接続するためのリソース (b)～(c) (略) d ギャランティアアクセス、ベストエフォートIPoEアクセス及びワイヤレスアクセスとは、それぞれ次の内容のメニューをいいます。 (略) ※1 (略) ※2 (略) ※3 (B)（共通的な提供条件）のa（メニュー等の責任範囲等）に定める当社のdocomo business RINK セキュアドWANの提供区間内における通信速度品質を示します。 当該提供区間を超えて行われる通信（インターネット接続通信等）に関し、当該提供区間外については、当社は通信の品質に関する一切の保証をしません。 e (略) f ベストエフォートIPoEアクセスには、次の提供条件があります。 (a)～(b) (略) (c) ワイドには、次の提供条件があります。 (i) 企画型ふくそう抑制機能とは、帯域を継続的かつ大量に占有する、又はそのおそれのある特定の通信について、当社が当該通信を他の通信と区別する等の制御をすることにより、当該通信がそれ以外の通信に与える影響を緩和し、もって、docomo business RINK セキュアドWANのインターネット接続通信を円滑に利用することができる機能をいいます。 ただし、ふくそうが起らないことを保証するものではありません。 (ii)～(iv) (略) g ワイヤレスアクセスには、次の提供条件があります。 (a) ワイヤレスアクセスのアクセス回線に係る契約名義人は、そのアクセス回線が接続するdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約名義人

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

だきます。 h メイン利用及びバックアップ利用については、次のとおりとします。 (a)～(c) (略) (d) 契約者は、メイン利用及びバックアップ利用について、当社が定める組合せに反する状態となった場合は、そのdocomo business RINKが利用できない、又はそのdocomo business RINKの利用に制約が生ずる場合があること、また、当該事象が生じた場合であっても、そのdocomo business RINKに係る利用料金の支払いを要することについて、あらかじめ同意するものとします。 (e) 当社は、メイン利用及びバックアップ利用について、当社が定める組合せに反する状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business RINKに係る契約の全部又は一部の変更又は解除を行うことがあります。 i 当社は、docomo business RINKを利用する契約者全員に、アクセス回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、トラフィックレポート（総量表示）を提供します。この場合、トラフィックレポート（総量表示）の提供条件は、次のとおりとします。 (a) 当社は、docomo business RINKの全部又は一部が利用できない状態が生じた場合は、トラフィックレポート（総量表示）の表示値にかかわらず、共通編第20条（料金の支払義務）、共通編第27条（責任の制限）、共通編料金表通則、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）及びこの別冊の第3条（料金の支払義務）に定めるところにより取り扱います。 (b) (略) j～s (略) t FIC接続には、次の提供条件があります。 (a) 当社は、VPN接続と併用する場合に限り、このオプションを提供します。 (b) FIC接続を利用した通信を行う場合は、Flexible InterConnectにおいても、docomo business RINKとの接続を可能とするための申込みを要します。	と同一としていただきます。 h メイン利用及びバックアップ利用については、次のとおりとします。 (a)～(c) (略) (d) 契約者は、メイン利用及びバックアップ利用について、当社が定める組合せに反する状態となった場合は、そのdocomo business RINK セキュアドWANが利用できない、又はそのdocomo business RINK セキュアドWANの利用に制約が生ずる場合があること、また、当該事象が生じた場合であっても、そのdocomo business RINK セキュアドWANに係る利用料金の支払いを要することについて、あらかじめ同意するものとします。 (e) 当社は、メイン利用及びバックアップ利用について、当社が定める組合せに反する状態であると当社が認めた場合は、その状態の解消に必要な範囲において、そのdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約の全部又は一部の変更又は解除を行うことがあります。 i 当社は、docomo business RINK セキュアドWANを利用する契約者全員に、アクセス回線等に係る使用状況等の情報を提供するサービスとして、トラフィックレポート（総量表示）を提供します。この場合、トラフィックレポート（総量表示）の提供条件は、次のとおりとします。 (a) 当社は、docomo business RINK セキュアドWANの全部又は一部が利用できない状態が生じた場合は、トラフィックレポート（総量表示）の表示値にかかわらず、共通編第20条（料金の支払義務）、共通編第27条（責任の制限）、共通編料金表通則、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）及びこの別冊の第3条（料金の支払義務）に定めるところにより取り扱います。 (b) (略) j～s (略) t FIC接続には、次の提供条件があります。 (a) (略) (b) FIC接続を利用した通信を行う場合は、Flexible InterConnectにおいても、docomo business RINK セキュアドWANとの接続を可能とするための申込みを要します。
---	---

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

u 電話対応（チケット起票代行）とは、docomo business RINKの故障問合せに限り、その問合せについて電話窓口での応答を可能とするオプションをいいます。 v～x （略） y WANセキュリティとは、docomo business RINKにおいて契約者が行う通信を分析してその結果を保管し、マルウェア等による悪性通信や意図しない通信の検知・通知・遮断等の実施を可能とするオプションをいいます。 z～aa （略） ab (C) (docomo business RINKのメニュー等) に定めるほか、帯域、アクセス回線の品目、当社ルーター等の機種、メニュー若しくはオプションごとの利用内容の変更可否又はその他の細目については、当社のサービスサイト（http://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。 ac 当社は、docomo business RINKのオプション又はdocomo business RINKに関連するサービス等を、この別紙によらず提供することがあります。この場合、当該サービス等の料金その他の提供条件は、当該サービス等に係る利用規約等に定めるところ又は契約者と当社との間で別に合意するところによります。 B 料金算定方法等 (A) 利用料金 当社は、docomo business RINKについて、次のとおり利用料金を適用します。 a docomo business RINKの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の規定、B（料金算定方法等）に定める算定方法及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。	u 電話対応（チケット起票代行）とは、docomo business RINK セキュアドWANの故障問合せに限り、その問合せについて電話窓口での応答を可能とするオプションをいいます。 v～x （略） y WANセキュリティとは、docomo business RINK セキュアドWANにおいて契約者が行う通信を分析してその結果を保管し、マルウェア等による悪性通信や意図しない通信の検知・通知・遮断等の実施を可能とするオプションをいいます。 z～aa （略） ab (C) (docomo business RINK セキュアドWANのメニュー等) に定めるほか、帯域、アクセス回線の品目、当社ルーター等の機種、メニュー若しくはオプションごとの利用内容の変更可否又はその他の細目については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。 ac 当社は、docomo business RINK セキュアドWANのオプション又はdocomo business RINK セキュアドWANに関連するサービス等を、この別紙によらず提供することがあります。この場合、当該サービス等の料金その他の提供条件は、当該サービス等に係る利用規約等に定めるところ又は契約者と当社との間で別に合意するところによります。 B 料金算定方法等 (A) 利用料金 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり利用料金を適用します。 a docomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、共通編料金表第1表（利用料金の適用等）の規定、B（料金算定方法等）に定める算定方法及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。
--	---

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

b 当社が設定するdocomo business RINKの利用料金は、次のとおりとします。 (a)～(m) (略) c (略) d docomo business RINKの利用料金は、1のお客様契約番号ごとに、そのお客様契約番号に属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。 e～l (略) m 当社は、契約名義人に係るdocomo business RINKに関し、契約名義人以外の第三者による利用又はハードウェア若しくはソフトウェアによる自動的・自律的な利用があった場合についても、当該名義人による利用として利用料金を算定します。 (B) 手続きに関する料金（手数料） 当社は、docomo business RINKについて、次のとおり手数料を適用します。 a docomo business RINKの手数料は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。 b 当社が設定するdocomo business RINKの手数料は、次のとおりとします。 (a)～(b) (略) c 工事キャンセル手数料は、工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工事の請求の取消し	b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、次のとおりとします。 (a)～(m) (略) c (略) d docomo business RINK セキュアドWANの利用料金は、1のお客様契約番号ごとに、そのお客様契約番号に属するテナントごとの利用料金を合算して適用します。 e～l (略) m 当社は、契約名義人に係るdocomo business RINK セキュアドWANに関し、契約名義人以外の第三者による利用又はハードウェア若しくはソフトウェアによる自動的・自律的な利用があった場合についても、当該名義人による利用として利用料金を算定します。 (B) 手続きに関する料金（手数料） 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり手数料を適用します。 a docomo business RINK セキュアドWANの手数料は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。 b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの手数料は、次のとおりとします。 (a)～(b) (略) c 工事キャンセル手数料は、工事の実施予定日から起算して1営業日前の0時以降に、docomo business RINK セキュアドWANに係る契約の申込者又は契約者から工事日の変更の請求（変更後の日程が未定の場合を含みます。）又はその工
--	---

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～

若しくはdocomo business RINKに係る契約の解除の請求があった場合に適用します。 d オーダー内容修正手数料は、docomo business RINKに係る契約の申込者又は契約者が、docomo business RINKに係る契約の申込み（契約内容の変更に係る意思表示を含みます。）後、当該申込内容を修正する場合（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定める条件によります。）に適用します。 (C) 工事に関する費用（工事費） 当社は、docomo business RINKについて、次のとおり工事費を適用します。 a docomo business RINKの工事費は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。 b 当社が設定するdocomo business RINKの工事費は、次のとおりとします。 (a)～(g) （略） c docomo business RINKの工事費は、施工したdocomo business RINKに係る工事の態様に応じて適用します。 d （略） e 契約者は、docomo business RINKに係る申込み又は工事を要する請求にあたり、その申込み又は請求が特別な設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものである場合又はその設備の維持管理に個別の費用を要するものである場合は、当社が別に算定する費用の支払いを要します。 f 当社は、(C)（工事に関する費用（工事費））に定める工事費（d又はeに定める費用を含みます。）について、次の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。	事の請求の取消し若しくはdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約の解除の請求があった場合に適用します。 d オーダー内容修正手数料は、docomo business RINK セキュアドWANに係る契約の申込者又は契約者が、docomo business RINK セキュアドWANに係る契約の申込み（契約内容の変更に係る意思表示を含みます。）後、当該申込内容を修正する場合（当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定める条件によります。）に適用します。 (C) 工事に関する費用（工事費） 当社は、docomo business RINK セキュアドWANについて、次のとおり工事費を適用します。 a docomo business RINK セキュアドWANの工事費は、B（料金算定方法等）に定める算定方法等及び当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に掲載するWeb料金表に基づいて適用します。 b 当社が設定するdocomo business RINK セキュアドWANの工事費は、次のとおりとします。 (a)～(g) （略） c docomo business RINK セキュアドWANの工事費は、施工したdocomo business RINK セキュアドWANに係る工事の態様に応じて適用します。 d （略） e 契約者は、docomo business RINK セキュアドWANに係る申込み又は工事を要する請求にあたり、その申込み又は請求が特別な設備の新設、増設、改造若しくは撤去の工事を要するものである場合又はその設備の維持管理に個別の費用を要するものである場合は、当社が別に算定する費用の支払いを要します。 f 当社は、(C)（工事に関する費用（工事費））に定める工事費（d又はeに定める費用を含みます。）について、次の場合には、それぞれ次のとおり取り扱います。
--	---

Smart Data Platformサービス利用規約 別冊（ネットワーク） 【現改比較表】 2025年11月27日現在	
～2025年11月26日	2025年11月27日～
(a) 工事の着手前にそのdocomo business RINKに係る契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、このfにおいて「解除等」といいます。）があった場合 契約者は、その工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 (b)～(c) （略） g～i （略） j docomo business RINKの工事の一部については、別冊（サポート）に定めるProfessional Support Services若しくはその他のサービス等を利用して、又は当該サービス等の申込みと合わせて申し込んでいただきます。この場合、対象となるdocomo business RINKの工事及び申込み条件等については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。	(a) 工事の着手前にそのdocomo business RINK セキュアドWANに係る契約の解除又はその工事の請求の取消し（以下、このfにおいて「解除等」といいます。）があった場合 契約者は、その工事費の支払いを要しません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。 (b)～(c) （略） g～i （略） j docomo business RINK セキュアドWANの工事の一部については、別冊（サポート）に定めるProfessional Support Services若しくはその他のサービス等を利用して、又は当該サービス等の申込みと合わせて申し込んでいただきます。この場合、対象となるdocomo business RINK セキュアドWANの工事及び申込み条件等については、当社のサービスサイト（https://sdpf.ntt.com/）に定めるところによります。